

大宜味村持続可能な農業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本村において、農業は基幹産業の一つとして位置づけており、その生産基盤の充実強化、時代に即応できる多様な農業の振興を図ることとしている。生産及び供給の安定に資する目的に必要な経費に対し、当該年度の予算の範囲内において大宜味村持続可能な農業振興補助金（以下「補助事業」という。）を交付することとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の意義は次に定めるところによる。

(1) 農家とは、次の各号全てに該当する者のことをいう。

- ア 農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等により、当該農地の耕作の権利を有する者
- イ 経営耕作面積が10a以上の農業を営む者
- ウ 最新の住民税等申告において、農産物販売金額（農業による収入）が年間50万円以上ある者
- エ 農地の所有者で、常時農業に従事している者

(2) 補助事業者とは、第6条の交付決定を受けた者のことをいう。

(補助対象者要件)

第3条 補助事業の交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、次の要件に該当し、かつ、継続して農業を営む者とする。

(1) 大宜味村に住民登録してから1年以上が経過しており、大宜味村内に居住の実態が有る農家。

(2) 農地法第2条第3項に基づく農地所有適格法人で、次の各号全てに該当していること。

- ア 大宜味村に「法人の設立等に関する申告書」を提出していること。
- イ 代表者が、大宜味村に住民登録してから1年以上が経過しており、大宜味村内に居住の実態が有る農家。
- ウ 農地法に基づく農地所有適格法人の要件が満たされており、経営状況等について、村農業委員会等から何ら指導等を受けていないこと。ただし、指導等を受けた者で経営改善を図り、是正されたことが確認された者は除く。

(3) 共通事項

- ア 税等の滞納が無いこと。

イ 住民税申告、若しくは確定申告がされていること。

ウ 大宜味村暴力団排除条例第2条(1)～(3)に規定する暴力団員等、反社会的勢力との関係が無いこと。

エ 補助事業を活用するにあたり、周辺農家等との調和や協調に十分配慮し実施することができる者。

(補助事業)

第4条 補助事業の交付の対象となる事業、経費及び補助率等要件は、次のとおりとする。

(1) 園芸施設補修更新支援事業

ア 対象経費 園芸施設補修又は更新資材(ビニール若しくはネット)に掛かる費用

イ 補助率等 25%以内、上限額5万円

ウ 要件等

(ア) 園芸施設補修及び更新範囲が80㎡以上であること

(イ) 同一箇所の更新補助について5年間は不可とする

(ウ) 農業共済保険加入支援事業との併用はできない

(2) 農業共済保険加入支援事業

ア 対象経費 沖縄県農業共済組合が行う事業で、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済の共済掛金に要した費用

イ 補助率等 25%以内、上限額1事業1万円

ウ 要件等

(ア) 沖縄県農業共済組合の共済保険加入要件を満たしていること

(3) 鳥獣被害対策支援事業

ア 対象経費 防護柵設置資材(ワイヤーメッシュ又はネット及び支柱)に要した費用

イ 補助率等 補助率30%以内、上限額7万5千円

ウ 要件等

(ア) 設置から5年間は撤去、処分及び第三者への譲渡等ができないものとし、補助事業者として適切な運用及び維持管理を行うこと。ただし、補助事業者死亡など、村長が認める場合においてはその限りではない。

(4) ドローンを活用した防除対応支援事業

ア 対象経費

(ア) ドローンを活用した防除作業面積の測量業務の委託費用(以下「測量」という。)

(イ) 農薬散布作業料（薬剤は含まない）の委託費用（以下「防除」という。）

イ 補助率等

(ア) 測量 10aにつき補助額4千円、補助率50%以内、上限8万円（200a）

(イ) 防除 10aにつき補助額2千円、補助率50%以内、上限4万円（200a）

ウ 要件等

(ア) 測量に係る補助に関し、交付を受けた当該農地については、受けた年度を含め5年間は受けることができない。

(イ) 防除に係る補助回数は年2回までとする。

(ウ) 対象農地が合計10a以上あること。

(エ) 農薬散布に当たっては、以下のガイドライン等を熟知し、周辺農家及び住宅地等への飛散による危害影響が発生しないよう十分に配慮すること。

a 「住宅地等における農薬使用について」

25 消安第175号 環水大土発第1304261号平成25年4月26日付、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長

b 無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

制定 令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局庁通知

最終改正 令和5年3月30日付け4消安第7181号消費・安全局長通知

c その他、農薬取締法等関係法令を確認すること。

2 共通事項要件として補助事業者は、補助金の交付を受けた後、当該事業実施地において5年間は継続して農業経営を行うこと。

(交付申請)

第5条 対象者は、大宜味村持続可能な農業振興補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 交付申請の時期及び受付の期間は、事業ごとに要件等が異なるため、その状況に鑑み村長が別に定める。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定により申請のあった時は、当該申請を審査し、その可否について大宜味村持続可能な農業振興補助金交付可否決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の場合において、補助事業の趣旨を達成するために必要な条件を付することができる。

3 交付の決定方法については申請期間満了後、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い決定する。ただし、申請者が多数となり予算の範囲を超えることが判明した場合には、大宜味村職員で構成する審査会を開催し、効果、優先度等を考慮し決定する。

(事業内容の変更又は廃止)

第7条 補助事業者は、事業内容の変更又は廃止をするときは、大宜味村持続可能な農業振興補助金計画変更申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請があった場合は、当該申請を審査し、その可否について大宜味村持続可能な農業振興補助金計画変更承認可否決定通知書(様式第4号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業の完了の日から3週間以内に大宜味村持続可能な農業振興補助金実績報告書(様式第5号)及び補助事業の監督上必要であると認める資料を村長に提出しなければならない。ただし、事業完了が3月に掛かった場合には、3月末日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第3条第1項の規定を満たす必要があるため、事業を受けた年度の翌年度を含めた3年間は事業遂行状況報告として、住民税申告書または確定申告書の写しを大宜味村農林水産課に提出すること。

(確定通知)

第9条 村長は前条の規定により実績報告を受けた時は、これを審査し、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大宜味村持続可能な農業振興補助金確定通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、確定通知を受けたときは、大宜味村持続可能な農業振興補助金請求書(様式第7号)により補助金を請求するものとする。

(補助金の支払い)

第11条 村は、前条の規定による請求書を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に補助事業者へ補助金を支払うものとする。

2 補助金の支払いについて、前払い及び概算払いはできないものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業の交付を受けて購入又は設置した器具、資材、施設等は、村長の承認を受けないうで、補助事業の交付趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第13条 村長は、補助事業の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に基づく規定に違反し、または指令及び指示に従わなかったとき
- (2) 事業実績が不相当と認められたとき
- (3) 第6条第2項の規定により付した条件に適合しないとき
- (4) その他不正行為があったとき

2 補助事業者は、前条により命令があったときは、これに応じるものとし、村長の指示による返還の方法により補助金を返還するものとする。

(承継)

第14条 補助事業者は、補助事業者に事故があるとき、事業管理の継続ができなくなる恐れがある場合もしくは継続できなくなった場合を想定し、補助事業に関係する手続き等の行為について、相続人及び後継者となる者（以下「後継人」という。）を特定し、交付決定後30日以内に大宜味村持続可能な農業振興補助金後継人報告書（様式第8号）により村長に報告しなければならない。

2 後継人は、補助事業者に事故があったときは、速やかにその状況を事業担当者へ報告するものとする。

3 村長は、補助事業者に事故があったことを知ったときは、第12条、第14条、第15条に規定する行為に係る履行の承継について、後継人と調整を図るものとする。

4 後継人は、前項の規定に基づく調整を求められたときには、農地法第1条に規定する目的に沿った対応に努めなければならない。

(書類の保管等)

第15条 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証憑書類を補助事業終了の翌年度から起算して5箇年間整理保存しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。